

2 財経総第 845 号
2 財建技第 9 6 号
令和 2 年 7 月 20 日

各局（本部）長
中央卸売市場長
教育委員会教育長
各行政委員会事務局長
議会局長
警視総監、消防総監

殿

財 務 局 長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向けた
発注にあたっての留意事項について（通知）

各局においては、事業の推進にあたり、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向け、「三つの密」の回避やマスクの着用等、基本的な対策を徹底していただいているところです。

都が発注する契約案件において、履行を通じて感染拡大を防止するには、あらかじめ対策を見込んだ上で、適切に実施することが有効です。また、履行に当たり、契約締結時には想定されていなかった新たな対策を講じるため、受注者等との協議を通じて適切に契約変更を行うことが必要となります。更に、こうしたことを発注者が認識するだけでなく、入札（見積）参加者に適切に示すことも重要です。

つきましては、今後、発注を行うにあたっては、感染拡大防止を継続して実施できるよう、下記に留意するようお願いいたします。

記

- 1 あらかじめ感染拡大防止に係る対策が見込まれる場合には、それらを仕様書等に記載すること。
- 2 契約後に感染拡大防止に係る対策が追加で発生する可能性を踏まえ、以下の記載例を参考に、追加で対策を要する場合等の措置について仕様書等に記載すること。

(参 考)

(工事における特記仕様書への記載例)

- 本工事は、施工段階にて最新の「東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン」に基づき、感染拡大防止対策を行うこと。
- 感染拡大防止対策を実施する上で、追加経費が必要となる場合は、受発注者間で設計変更の協議を行う。
- その上で、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、契約金額の変更又は工期の延長を行うなど適切に対応する。
- 上記の対応を含め、感染拡大防止対策に係る経費については、受注者の責によらないものとして、既存の積算基準や工事請負契約設計変更ガイドライン(〇〇工事編)等に基づき変更手続きを行う。

(設計等委託・物品買入れ等における仕様書等への記載例)

- 本委託においては、業務の履行にあたって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。
- 契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う業務が追加で発生した場合、受注者(受託者)からの申し出を踏まえ、受発注者間において、契約金額の変更、履行期限(納入期限)の延長のための協議を行う。
- この場合、受注者(受託者)の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき契約内容の変更を行うものとし、契約金額の変更については受発注者間での協議を踏まえ適切に対応する。

担 当

(物品買入れ等その他契約に関すること)

財務局 経理部 総務課 契約調整担当 (内 26-111)

(工事及び設計等委託に関すること)

財務局 建築保全部 技術管理課 建築技術担当 (内 27-641)

土木技術担当 (内 27-646)